

## 船舶事故調査報告書

平成31年3月6日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委 員 佐藤 雄 二（部会長）  
 委 員 田 村 兼 吉  
 委 員 岡 本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成30年9月6日 13時00分ごろ～15時35分ごろの間）
発生場所	不明（熊本県水俣市丸島漁港の2号防波堤北東方沖の漁場～同市水俣川河口の間）
事故の概要	漁船ゆき丸は、漂泊中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	平成30年9月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ゆき丸、0.4トン KM3-70430（漁船登録番号）、個人所有 4.31m(Lr)×1.49m×0.64m、FRP ガソリン機関（船外機）、30kW（動力漁船登録票による）、不詳
乗組員等に関する情報	船長 男性 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年7月15日 免許証交付日 平成27年2月26日 (平成32年10月31日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南～西、風力 1～2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、水温 約29℃
事故の経過	本船は、船長が、平成30年9月6日12時30分ごろ自宅を出た後、1人で乗り組み、わたりがに刺し網漁の目的で、丸島漁港を出港し、13時00分ごろ同漁港の2号防波堤北東方沖約50～500mの漁場（以下「本件漁場」という。）に到着したところ、船長が付近に刺し網を設置して帰港しようとしていた僚船の船長に話しかけられて会話を交わした。 船長の家族は、ふだん2時間ほどたてば帰宅していた船長が、しばらく待っても帰宅しなかったため、15時15分ごろ船長の所属する漁業協同組合に捜索を依頼した。

	<p>本船は、15時30分ごろ漁業協同組合の職員及び組合員が乗り込んだ同組合の所有する漁船によって捜索が開始された。</p> <p>本船は、15時35分ごろ水俣川河口付近に無人の状態で見失われているところを発見され、同漁船にえい航されながら船長の捜索が続けられたものの、船長を見付けられず、16時00分ごろ丸島漁港に入港した。</p> <p>漁業協同組合の職員が海上保安庁に本事故の発生を通報した後、同組合の職員及び組合員による捜索が再開され、船長は、16時45分ごろ水俣川河口付近に、水面から顔を出して下半身が沈んだ仰向けの状態で浮いているところを発見された。</p> <p>船長は、漁業協同組合の所有する漁船に収容されて丸島漁港へ移送後、救急車によって水俣市の病院に搬送されたが、溺水による死亡と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、昭和62年6月に漁業協同組合の組合員となり、本船でわたりがに刺し網漁やなまこ漁を行っていた。</p> <p>船長は、持病がなく、本事故当日、自宅を出るときも家族に体調不良等を訴えていなかった。</p> <p>船長は、ふだんから携帯電話を所持していなかった。</p> <p>船長は、発見されたとき、半袖シャツと七分丈の薄地のズボンを着用し、素足の状態で、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>本船は、発見されたとき、船外機が停止してプロペラが水面上となる高さにチルトアップされた状態で、切断された刺し網がプロペラに絡んでいた。</p> <p>本船は、発見されたとき、漁獲物は載っておらず、また、他船等との衝突痕はなく、船内に、固型式救命胴衣が残されていた。</p> <p>本船の刺し網は、一張り船内で、別の一張りが丸島漁港北東方の護岸の100m沖付近に同護岸とほぼ平行に設置された状態で発見された。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、丸島漁港北東方沖において、13時00分ごろ本件漁場に到着したところで船長が僚船の船長と会話した後、15時35分ごろ水俣川河口付近に船外機がチルトアップされて無人の状態で見失われているところを発見されたことから、この間において、漂泊中、船長が落水したものと考えられる。</p> <p>本船は、本件漁場に刺し網が設置されていたこと及びプロペラに切</p>

	<p>断された刺し網が絡んでいたことから、漂泊してプロペラに絡んだ刺し網を取り除く作業中、船長が落水して溺死したものと考えられるが、目撃者がおらず、それらの状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していなかったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、丸島漁港北東方沖において、漂泊中、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出漁する際は、救命胴衣の常時着用を徹底すること。</li> <li>・ 乗船中は、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を携行することが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

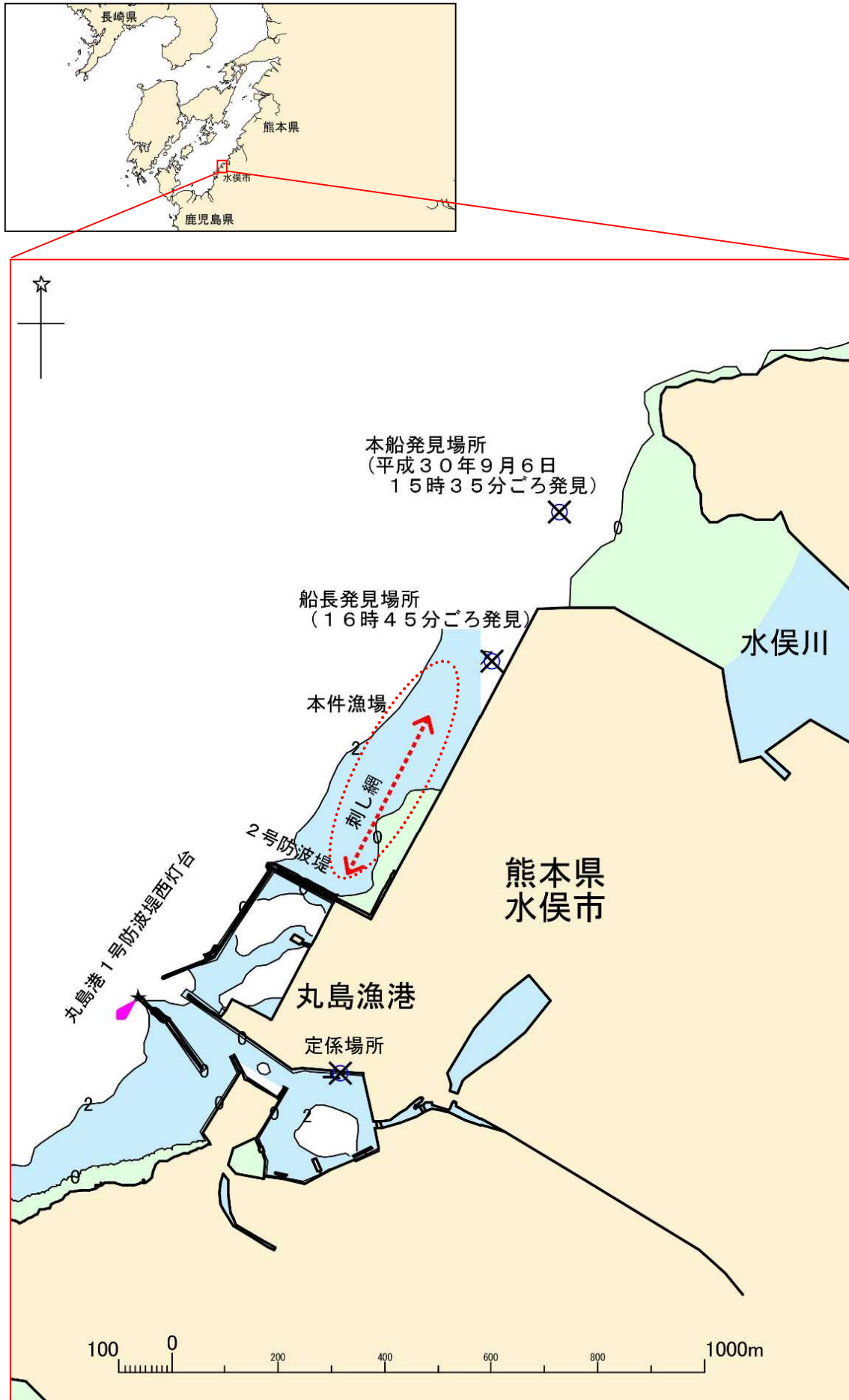


写真1 本船

